

特定非営利活動法人花巻文化村協議会 会員規約

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人花巻文化村協議会（以下本会という）と、本会の会員との関係に適用する。

(会員種別)

第2条 会員とは、以下に記述するすべての会員の総称とする。

2 正会員とは、本会の目的に賛同して入会した、法人活動及び事業を推進する個人及び団体の会員をいう。

3 友の会会員とは、本会の目的に賛同して入会した、法人活動に参加する個人の会員をいう。

4 賛助会員とは、本会の目的に賛同して入会した、法人活動を援助する個人及び団体の会員をいう。

(入会の申込)

第3条 本会の会員になろうとする者は、別紙入会申込書に必要事項を記入し申し込む。ただし、正会員の申し込みは本会理事会の推薦を要する。

(会員の資格)

第4条 本会の会員資格は、入会の日からその事業年度の末日（3月31日）までとし、さらに継続しようとする場合は、年会費を納入することにより更新する。

(退会)

第5条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第6条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) 本会の定款または規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(会費)

第7条 会員の入会金及び年会費は次のとおりとする。年度の中途入会における年会費は月割計算とする。

(1) 正会員 入会金 0円 年会費 3,600円(300円/月)

(2) 友の会会員 入会金 0円 年会費 1,200円(100円/月)

(3) 賛助会員 入会金 0円 年会費 4,800円(400円/月)

(会費の返還)

第8条 既に納入した入会金、年会費の返還は行わない。

(会員規定の変更)

第9条 この規定は、理事会の議決を経て変更することができる。